

平成15年1月14日

滋賀県教育委員会
教育長 西 堀 末 治 様

滋賀県学校図書館協議会
会 長 福 原 快 隆

「司書教諭配置」に関する要望書

本協議会の活動に対しましては、日頃よりご理解、ご支援を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今年度より、新教育課程が全面実施となり、「総合的な学習」や「課題・問題解決学習」など、学校図書館資料やインターネットを利用した学習も増加し、学校図書館教育への期待もどんどん高まっております。本協議会といたしましても、これまで以上に学校図書館教育の充実に尽力したいと考えているところです。

さて、過去の10年間に、学校図書館を取り巻く環境、状況は大きく変化してきました。平成5年3月29日に文部省から「学校図書館図書標準」が示され、平成5年度から、図書整備費が地方交付税措置されました。平成6年には、文部省の「児童生徒の読書に関する調査研究協力者会議」が発足し、平成7年8月31日に学校図書館のあり方について「児童生徒の読書に関する調査研究協力者会議報告書」が出されました。平成9年6月11日には「学校図書館法」が改正され、私たちが待ち望んでいました司書教諭が平成15年度から配置されることが決まりました。「文部省委託学校図書館情報化・活性化推進モデル地域事業」では、学校図書館事務の電算化、図書館資料のマルチメディア化、図書館・文化施設間のネットワーク化の事業が実施され、平成10年度から12年度には、安曇川町、高月町、竜王町、日野町が参加しました。平成13年度からは「学校図書館資源共有化事業」に甲西町が取り組んでいます。滋賀県は、平成14年度の9月補正で、滋賀県が行う緊急雇用対策である「学校図書館充実支援員派遣事業」に補助金を出すことを決めました。

国会の決議により、平成12年は「2000年子ども読書年」の取り組みが行われ、その理念を継承発展させるために、昨年暮れの平成13年12月12日に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、国及び地方公共団体が子どもの読書に果たすべき責任が示されました。平成14年8月には、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が出されました。本協議会も、平成14年8月30日、貴殿に「滋賀県子ども読書活動推進計画」に関する要望書を提出させていただいたところです。

学校図書館法が改正された平成9年6月、文部省は、「学校図書館の充実等に関する調査研究協力者会議」を発足させ、司書教諭の役割を研究し、平成10年2月25日に「司書教諭講習等の改善方法について（報告）」を発表しました。この報告を受け、平成10年3月18日に、「学校図書館司書教諭講習規程の一部を改正する省令」が出され、大学在学中の学生に講習の受講を認める一方で、実務経験による司書教諭講習科目の単位軽減措置が平成15年3月31日で廃止されることになりました。こうした状況の中で、私たちも、司書教諭が学校教育に果たすべき役割について、本協議会内に「司書教諭問題特別委員会」を設置して回を重ねて論議して参りました。平成10年9月7日、本協議会は、滋賀県教育委員会教育長 吉川 勉 様に要望書を提出しました。その中で、

1. 司書教諭の配置・発令に関する事項を小・中学校の管理規則の中に明記されるよう要望する。
2. 学校図書館が学校教育の中で果たす役割の重要性に鑑み、その運営の中心的な役割を担う司書教諭の市町村よりの発令の促進をお願いしたい。
3. 司書教諭講座の開催により有資格者の養成の促進をお願いしたい。

の3点を要望しました。

司書教諭と学校司書との関係については、(社)日本図書館協会が1996年1月9日に「学校図書館問題プロジェクトチーム」を発足させ、1999年3月29日に「学校図書館専門員の整備・充実に向けて - 司書教諭と学校司書の関係・協同を考える - 」を『図書館雑誌』6月号に発表しています。

学校図書館法に「司書教諭は、教諭をもつて充てる。」と書かれています。司書教諭の役割は、読書指導、利用指導といった教育を含みます。学校図書館に整備された多様なメディアやインターネットを駆使して、児童生徒の「自ら学ぶ学習」を支え、発展させる職務を担います。また「自ら学ぶ」ための「学び方指導」を行ったり、各教科との連絡を取り合って学習を支援するのも、その職務の一つです。図書館利用指導年間計画の作成、読書指導年間計画の作成など、教育課程を理解し、学校経営と学校図書館を結びつける仕事が含まれます。資源共有化や、学校図書館ボランティアとの連携では、地域コーディネーターとしての力量も求められています。このように、学校図書館の諸機能を十分に発揮させる活動の中心になるのが司書教諭です。司書教諭の配置によって、学校図書館が大きく変わり、学校教育に寄与する場面がさらに大きくなっていくことと考えられます。

しかし、司書教諭の配置に関しては、様々な問題点が存在することも、同時に浮かび上がってきました。こうした諸問題を解決し、新しく配置された司書教諭の制度が有効に機能し、学校図書館がその目的を十分に発揮するためにも、以下の課題に答えてくださることを強く期待いたします。

本会では、次のことを要望いたします。

1 司書教諭の職務について

学校管理規則の中に、司書教諭の職務を明確に位置づけること
司書教諭の専任化や、担当授業時数を軽減すること

2 司書教諭の配置、発令について

県が、専任司書教諭の採用を行うこと

司書教諭の配置は、人事異動を勘案した計画的な配置を行うこと。また、司書教諭の任用資格を持つ教諭を司書教諭に発令するときには、司書教諭を希望するしない、専任か兼任かを含め、本人の意向を十分に配慮すること

司書教諭の発令は、学校管理規則に明記し、県又は市町村教育委員会が行うこと

司書教諭について標準法に定めがないことについて、県の単独措置により、専任司書教諭の配置ができるようにすること。

専任司書教諭のモデル校を設置すること

司書教諭の小規模校への配置についても、県単独でできるよう配慮すること

3 研修制度の確立について

司書教諭に対して、教育委員会による司書教諭研修を実施すること
学校図書館及び司書教諭への理解を深めるための一般研修も実施すること
県教育委員会に、学校図書館専門の担当指導主事を置くこと

4 学校司書の配置について

図書館の管理及び利用者へのサービスを行う専門職である学校司書と、学校経営や教育課程に直接関わる司書教諭とでは、職務が異なることから、

学校司書を小・中学校にも配置すること

高等学校の学校司書は従来通り配置すること

県教育委員会が研究助成している高等学校教育研究会学校図書館部会の中に、司書部会が組織されているので、緊密に協議すること

学校司書の法制化について、県からも国に要望していただきたい